

該当していませんか…?

医療費の助成制度

	対 象	助成の内容	持参するもの
老人医療	・68歳、69歳の人 (ただし、本人、配偶者、扶養義務者の所得制限があります)	医療費の自己負担金 (一部負担金を除く)	・健康保険証・印鑑 ・通知ハガキ ※
乳 幼 児	・3歳未満の乳幼児 (誕生月の末日まで)	医療費の自己負担金 (入院時には、食事自己負担金がかかります)	・健康保険証・印鑑 ・母子手帳
心身障害者	・身体障害者手帳1～3級の人 ・腎臓機能障害の4級までの人 ・進行性筋萎縮症4～6級の人 ・療育手帳A・B判定の人 ・自閉症状群と診断されている人	医療費の自己負担金 (入院時には、食事自己負担金がかかります)	・健康保険証・印鑑 ・各々の手帳
戦傷病者	・戦傷病者手帳所持者	医療費の自己負担金 (入院時には、食事自己負担金がかかります)	・健康保険証・印鑑 ・戦傷病者手帳
精神障害者	・精神障害と診断され、公費負担を受けている人	精神障害の治療のため、通院した場合の医療費の自己負担分(5%)	・健康保険証・印鑑 ・患者票写または障害者手帳

※老人医療の該当者には、誕生月の前月にハガキで通知します。

福祉給付金を支給します

○支給申請は…

福祉給付金支払証明書、
印鑑、本人名義の預金
通帳(郵便局は除く)、
受給者証を持参のうえ
福祉医療担当へ

対 象	助成の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健受給者で、心身障害者、精神障害者、母子家庭等、戦傷病者の要件に該当する人 ・老人保健、老人医療受給者で精神障害で措置入院の人 ・老人保健、老人医療受給者で結核で命令入院の人 ・寝たきり老人 (市民税非課税世帯) ・痴呆老人 (市民税非課税世帯) ・独り暮らし老人 (市民税非課税世帯) 	医療費一部負担金 (外来1ヵ月1,020円 入院1日700円)と 入院時の食事自己負担金
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児、障害者、母子家庭等、戦傷病者の要件に該当する人 	入院時の食事自己負担金